

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			<p>併せて検討し、事務事業の総点検の結果も踏まえながら、今後の基本的な方向性を整理した。</p> <p>北市民病院については、政策医療を他の市民病院へ移転したうえで、民間医療機関に移譲することにより、地域医療の継続を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働会館及び日之出共同作業場の廃止（20年3月）</li> <li>・旧安治川海員会館について、公募売却を実施（20年3月）</li> <li>・東淀川区内の人権文化センターの3館を1館に統合（20年4月）</li> <li>・元鶴見会館、元今津会館、元幼児教育センターの一部を保育所へ転用（21年8月）</li> <li>・中央児童相談所、教育センター内教育相談部門を移転・統合し、こども相談センターを設置（22年1月）</li> <li>・信太山老人ホーム、馬淵生活館、延寿荘、中央青年センター、阿倍野青年センターの廃止（22年3月）</li> <li>・人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センター3施設の交流機能を統合し、人権文化センターは廃止（22年3月）、市民交流センターを設置（22年4月）</li> <li>・北市民病院の民間医療機関への移譲（22年4月）</li> <li>・2か所の保育所を廃止（22年4月）</li> <li>・日之出荘の廃止（23年3月）</li> </ul>
3 土地の有効活用の促進	①未利用地の処分	<p>本市所有の土地のうち、利用計画のない土地及び利用計画はあるが事業化の目処が立たない用地について、活用を検討するものと処分を検討するものに分類した上で、処分検討地については、売却を促進することで、税外収入並びに固定資産税等の確保と金利負担の削減などを図る</p> <p>(1)全市の市有地（利用予定がある土地を含む）一元管理の実施</p> <p>(2)施設の新築建替に当たっては、高度利用・複合利用を図り、余剰地を生み出すとともに、施設の統廃合跡地の有効活用（処分・貸付）を図る</p>	<p>資産流動化プロジェクト（用地チーム）を設置し、未利用地情報の一元管理を実施し、処分すべき未利用地の売却を促進することができた。</p> <p>売却実績（全会計ベース） 109,732百万円（545,613㎡）</p> <p>また、施設の新築建替にあたっては、資産流動化プロジェクト（施設チーム）における評価と「財産運用委員会高度利用検討部会」での検討、調整を経たものにより、高度利用・複合利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用地情報の一元化及び公表（18年9月）</li> <li>・「大阪市未利用地活用方針」を策定（19年6月）</li> <li>・「処分検討地」「継続保有地」「事業予定地」の3つに分類（19年6月）</li> <li>・モデル事業による買取意向調査及び売却仲介の業務委託（19年7月）</li> <li>・市有地活用支援システムの改修（20年3月）</li> <li>・未利用地追加分活用方針及び処分等の推進状況を公表（20年6月～）</li> <li>・売却仲介の業務委託の拡充（21年度～）</li> <li>・売却実績</li> </ul>

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		<p>(3)市有地の商品化等にあたっての民間業者のノウハウの活用を検討</p>	<p>が図ることができた。</p> <p>施設の統廃合跡地の有効活用（処分・貸付）については、「大阪市未利用地活用方針」に基づき実施することができた。</p> <p>市有地の売却にあたっては、売却仲介に民間事業者を活用し、効率的な事業運営とすることができた。</p>	<p>18年度：22,002百万円（96,030㎡）  19年度：35,351百万円（153,811㎡）  20年度：20,811百万円（105,238㎡）  21年度：16,353百万円（61,715㎡）  22年度：15,215百万円（128,819㎡）</p>
	<p>②転活用の徹底</p>	<p>本市所有の土地のうち、利用計画のない土地及び利用計画はあるが事業化の目処が立たない用地のうち、引き続き、活用を検討する土地については、暫定利用等を積極的に行い、収入の確保を図る。また、暫定利用されている土地について、利用方法などの見直しを図る</p> <p>(1)転活用の障害となる法制度の改正要望</p> <p>(2)無償貸付地の原則有償化と賃料減額の見直しなど、収益性のある暫定利用を進める</p> <p>(3)総務省の土地開発公社経営健全化対策を活用し、市の再取得などにより土地開発公社の長期保有土地を解消するとともに、土地の有効活用を進める</p> <p>(4)未利用地の暫定利用として駐車場の用途に供されている土地について、そもそも駐車場の用途に供すべきかどうか、経営努力の余地の有無、経営主体の適否などの見直しを行うとともに、委託等の手続きや賃賃料の見直しなどを行う</p>	<p>「大阪市未利用地活用方針」に基づき、事業予定地を住宅建設用地などに転活用することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度末までに転活用した未利用地 1,038,031㎡</li> <li>無償貸付地の原則有償化と賃料減額の見直しを行い、収益の向上を図れた。</li> <li>・減免の措置状況</li> <li>19年4月1日現在減免基準に適合しないものを改善することにより、累計で365,436千円の収益向上があった。</li> </ul> <p>駐車場に転活用する場合は、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」に基づき、貸付・管理業務委託などについては、競争性のある一般競争入札等による選定に見直すことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,103箇所のうち1,069箇所を改善済み</li> </ul> <p>「大阪市土地開発公社経営改善計画に基づく行動計画」を策定し、経営改善を行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度に第三セクター等改革推進債の活用により、全ての長期保有土地の解消に目途が立ったため、抜本的解決策である土地開発公社の早期解散の道筋を立てることができた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全化計画における再取得実績 74,023百万円（18～22年度実績）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政財産使用許可等・普通財産貸付けをする場合の減免基準」を策定（19年1月）</li> <li>・「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」を策定（19年2月）</li> <li>・「大阪市土地開発公社経営改善計画に基づく行動計画」を策定（19年2月）</li> <li>・「大阪市未利用地活用方針」を策定（19年6月）</li> <li>転活用状況</li> <li>18・19年度：264,735㎡（32件）</li> <li>20年度：94,398㎡（26件）</li> <li>21年度：173,969㎡（44件）</li> <li>22年度：504,929㎡（30件）</li> <li>・都島区と東成区と城東区に所在する未利用地を保育所に転用し開設（21年5、6月）</li> <li>・福島区、淀川区、城東区（2箇所）に所在する未利用地を保育所に転用し開設（22年4月、9月）</li> <li>・大阪市土地開発公社経営改善計画執行監理委員会から「公社は速やかに解散すべき」との提言があり（22年8月）、市会での解散議決がなされた（22年10月）</li> <li>・国の認可を受け、土地開発公社を解散した（23年3月）</li> </ul>